

議題（１）白井市民プール指定管理者の候補者の選定について

1. 審査方法：プレゼンテーション審査による審査

別紙 諮問（写）のとおり、白井市民プール指定管理者の選定に当たり、第１次審査、第２次審査、総合審査をまとめてプレゼンテーション審査として行います。

2. 出席者

指定管理者選定審査会委員
申請団体（１団体につき３名以内）
施設担当課職員（生涯学習課）
指定管理者選定審査会事務局（行政経営改革課）

3. 審査の流れ：以下のスケジュールで実施

時間(予定)	会議の流れ	内 容
13:30～13:35	開会	会長あいさつ・事務局説明
13:35～13:40	応募状況説明 資格審査報告	募集施設・応募状況の概要説明 応募団体資格審査の結果報告
13:40～13:45	(休憩)	申請団体 入室・プレゼン準備
13:45～14:45	申請団体 プレゼンテーション審査	プレゼンテーション(30分) 質疑応答(30分)
14:45～15:00	(休憩)	申請団体 退出・ 事務局集計・集計内容の確認
15:00～15:15	集計結果の報告 総合審査	答申内容の議論 担当課退室

議題（２）学習等供用施設指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定について

※資料２参照

議題（３）指定管理者選定審査会からの提言について

- ① 地域や多世代の住民と公民館・コミュニティ施設の連携に関すること。
- ② 市が定めている指定管理の仕様や設計書の基準を見直し、指定管理料の削減を目指すこと。
- ③ 新規に設立されたばかりの団体の評価が難しいこと。
- ④ 申請書に添付する法人税確定申告書の写しとして添付すべき資料のこと。
- ⑤ 指定管理者を希望する団体を育成する機会の必要性に関すること。

議題（４）今後のスケジュールについて

	開催日時	内 容
第６回会議 (公開)	10月24日(月) 13時30分から	・白井市民プール指定管理者の候補者の答申(案)について ・平成28年度指定管理者選定審査会からの提言について ・労働条件審査の内容について

白 指 審 第 号

平成 28 年 10 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市指定管理者選定審査会

会 長 岡 東 務

学習等供用施設指定管理者の候補者の選定について（答申）

平成 28 年 8 月 31 日付け白行第 9 号で諮問のありましたこのことについて、審査により、学習等供用施設指定管理者の候補者を選定しましたので、答申します。

答申（案）

平成 28 年 8 月 31 日付け白行第 9 号で諮問のありました学習等供用施設指定管理者の候補者の選定に当たり、申請のあった団体について、平成 28 年 9 月 12 日、申請書類をもとに申請団体によるプレゼンテーション、委員による質疑などにより、指定管理者の候補者として適切かどうか公正かつ慎重に審査を行いました。

審査の結果、サービス等の評価点数が最低基準点数である 325 点を上回っており、地域・次世代間の連携のもと、自主事業の充実が期待できること、申請団体の財務状況に関する評価点数が最低点である 25 点を上回っており、申請団体の財務状況が健全であることから、指定管理者の候補者として選定しましたので答申します。

記

施設の名称	学習等供用施設（富士センター）
指定期間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで
選定団体	特定非営利活動法人 富士センター運営協議会 理事長 富沢 賢司 白井市富士 71 番地の 41
審査結果	総評価点数 519 点

白井市指定管理者選定審査会	会 長	岡東	務
	副会長	松山	豊
	委 員	山崎	明
	委 員	中村	順子
	委 員	水島	耕成
	委 員	伊藤	道行

【主な選定理由】

- 説明・プレゼンテーションが非常にわかりやすく、また、事業計画書における自主事業が充実かつ工夫されていることから、自主事業の充実が期待できること。
- 地域を元気にしたいという地域住民ならではの思いが強く感じられること。
- 事業計画は、地域との関わり、結びつきや世代間の交流を強く意識した事業計画となっており、事業を通じた地域や世代間の連携が期待できること。

【評価結果】

	審査項目	審査の視点と配点	合計
1	管理運営の基本方針について	☐ 利用者の平等利用、安全・快適な利用が図られているか。 ☐ 公の施設としての設置目的を理解した内容となっているか。 ☐ 市の基本的な管理方針に適合しているか。	36.0
2	市民サービスの向上方法について	☐ 市民サービス向上のための提案が適切か。	38.0
3	利用者ニーズの把握方法と対応について	☐ 利用者ニーズの把握方法とその対応は適切か。	38.0
4	自主事業の実施計画について	☐ 施設の設備・機能を活用しているか。 ☐ 特徴あるサービス提供が提案されているか。 ☐ 施設ごとに求める業務の内容は適切か。	41.0
5	緊急時の対応について	☐ 災害時・緊急時の体制は十分か。	38.0
6	利用促進の方法について	☐ 利用促進のための提案は適切か。	36.0
7	利用料金について	☐ 経費削減のための具体的な提案は適切か。	36.0
8	管理運営費の削減方法について	☐ 利用料金の額の提案が条例で定める範囲内となっており、提案は適切か。	34.0
9	施設、設備の維持管理	☐ 設備別業務仕様書に沿って、適切な管理内容となっているか。 ☐ 再委託の場合の計画(理由等)は適切か。	35.0
10	管理体制(職員の配置・研修計画等)について	☐ 職員の配置人数、資格などの組織、勤務体制は十分か。 ☐ 職員の採用・確保は確実にできるか。 ☐ 職員に対する教育、研修体制は十分か。	35.0
11	個人情報の保護について	☐ 個人情報保護に対する取り組みは適切か。	36.0
12	その他関係法令等について	☐ 公の施設の管理運営に関する各種法令等を遵守する内容となっているか。	36.0
13	申請者について ※25 点を超えない場合失格	☐ 事業者の財務状況は健全か。 ☐ 給与・勤務体制など職員の労働環境は適切か。	34.0
サービス等評価点数 満点 650 点 最低基準点数 325 点			473.0

	審査項目	審査の視点と配点	合計
14	指定管理料金及び収支計画書について (提案額の審査)	固定式配点:26.5 点満点 変動式:13.5 点満点	14.0
15	指定管理料金及び収支計画書について (妥当性の審査)	☐ 事業計画の内容と比較して、提案価格は適正か。 ☐ 指定管理料予定額の範囲内であり、実現可能性はあるか。	32.0
価格評価点数 満点 80 点			46.0

総評価点数 730 点満点			519.0
---------------	--	--	-------